

2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 イーソル株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 兼 CTO 権藤 正樹
 (コード：4420、東証スタンダード)
問合せ先 社長室長 落合 藤夫
 (TEL. 03-5365-1560)

会 社 名 株式会社 BCJ-110
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社 BCJ-110 によるイーソル株式会社（証券コード：4420）の
普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-110 は、本日、イーソル株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は株式会社 BCJ-110（公開買付者）がイーソル株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 9 月 1 日付「イーソル株式会社（証券コード：4420）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-110
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

イーソル株式会社（証券コード：4420）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-110（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 9 月 1 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場しているイーソル株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

イーソル株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2026 年 9 月 2 日（水曜日）から 2026 年 10 月 19 日（月曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 820 円

（5）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	17, 109, 020（株）	10, 535, 800（株）	－（株）
合計	17, 109, 020（株）	10, 535, 800（株）	－（株）

（6）決済の開始日

2026 年 10 月 26 日（月曜日）

（7）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社 BCJ-109（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の株券等を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日に設立された株式会社です。本

日現在、ベインキャピタル、公開買付者及び公開買付者親会社は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約 2,250 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 80 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社 MCJ、株式会社 INFORICH、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、株式会社レッドバロン、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現 株式会社 BREXA Holdings）、株式会社 T&K TOKA、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧 オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現 株式会社プロテリアル）、株式会社 Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence 等、合計 45 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得することを目的としたいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注 1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって、対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所所有価証券上場規程第 441 条）。本取引においては、対象者の代表取締役社長 CEO 兼 CTO である権藤正樹氏（以下「権藤氏」といいます。）が公開買付者親会社の普通株式を取得することが公開買付者との間で合意されているとともに、権藤氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しております。このように、本取引は、公開買付者及び権藤氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026 年 9 月 1 日付で、①権藤氏との間でその所有する対象者株式（178,187 株、所有割合（注 2）：0.90%）のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき権藤氏が所有する対象者の譲渡制限付株式（20,067 株）を除く 158,120 株（所有割合：0.80%）（注 3）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（権藤氏）」といいます。）を、②対象者の取締役である上山伸幸氏（以下「上山氏」といいます。）との間でその所有する対象者株式（214,411 株、所有割合：1.09%）のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき上山氏が所有する対象者の譲渡制限付株式（16,571 株）を除く 197,840 株（所有割合：1.00%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、③対象者の元取締役である山田光信氏（以下「山田氏」といいます。）との間でその所有する対象者株式（529,330 株、所有割合：2.68%、株主順位（対象者が 2026 年 8 月 10 日に提出した第 52 期半期報告書における 2026 年 6 月 30 日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第 6 位）のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき山田氏が所有する対象者の譲渡制限付株式（9,210 株）を除く 520,120 株（所有割合：2.64%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、④対象者の前代表取締役である長谷川勝敏氏（以下「長谷川氏」といいます。）との間でその所有する対象者株式（347,374 株、所有割合：1.76%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、⑤対象者の子会社取締役である佐藤大介氏（以下「佐藤氏」といいます。）との間でその所有する対象者株式（276,000 株、所有割合：1.40%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、⑥対象者の子会社取締役である辻邦彦氏（以下「辻氏」といい、権藤氏、上山氏、山田氏、長谷川氏、佐藤氏及び辻氏を個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する対象者株式（179,400 株、所有割合：0.91%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書をそれぞれ締結し、

本応募合意株主は、その所有する対象者株式合計 1,678,854 株（所有割合：8.51%）について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2026年8月10日付で公表した「2026年12月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数（20,000,000株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（280,260株）を控除した株式数（19,719,740株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3）対象者における譲渡制限株式報酬の割当契約上、公開買付けが開始された場合について、取締役会の決議によって譲渡制限を解除することができる旨の規定がないことから、対象者の役員が所有する対象者の譲渡制限付株式を本公開買付けに応募することができないため、各氏の応募契約書の対象から譲渡制限付株式を除いております。

また、公開買付者は、2026年9月1日付で、①上山氏とその親族が株主である資産管理会社の株式会社ビーオービー（所有株式数：1,200,000株、所有割合：6.09%、株主順位：第4位）（以下「ビーオービー」といいます。）との間で、不応募契約書を、②長谷川氏とその親族が株主である資産管理会社の株式会社KAM（所有株式数：1,410,720株、所有割合：7.15%、株主順位：第2位）（以下「KAM」といい、ビーオービー及びKAMを個別に又は総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、不応募契約書をそれぞれ締結し、本不応募合意株主が所有する対象者株式の全部（合計 2,610,720株、所有割合：13.24%。本不応募合意株主が所有する対象者株式を個別に又は総称して、以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨、合意しております。

また、本スクイーズアウト手続（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に定義します。以下同じです。）の完了後、対象者が本不応募合意株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）が予定されております。本自己株式取得は、本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に定義します。以下同じです。）の効力発生後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。上場廃止後の対象者株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、本自己株式取得に際して自社株公開買付けは実施されない予定です。

なお、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額を上回らない金額として、本株式併合前における対象者株式1株当たり、KAMについては663円、ビーオービーについては663円とすることを予定しております。本自己株式取得は、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額を上回らない金額を基準として設定しつつ本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、ベインキャピタルが本不応募合意株主に提案したものです。

権藤氏は、本応募契約（権藤氏）において、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了後、権藤氏が公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております（注4）。本再出資において権藤氏が取得する公開買付者親会社の株式の議決権比率は5%未満となる予定ですが、詳細な取得株式数は未定です。

（注4）本再出資の目的は、本取引後も対象者に関与することを予定している権藤氏が公開買付者親会社の株式を所有することで、権藤氏に本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことにあります。本再出資は、権藤氏による応募の可否とは独立して検討されたものであって、本公開買付けにおける応募の対価と同視されるものではないため、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付

価格（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に定義します。）を下回らない価格で評価する予定です（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期等により変更があり得るものの、本日現在では、2026 年 12 月頃を予定しております。対象者が 2026 年 9 月 1 日付で公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、これに応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付けにおける買付け等の期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。

本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、対象者及び本不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。

また、本株式併合の併合割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本不応募合意株主のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び本不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。なお、本公開買付けの決済後において、公開買付者又は本不応募合意株主が所有する対象者株式数と同数以上の数の対象者株式を所有する株主が存在し、又は存在することが見込まれる場合には、公開買付者は、本不応募合意株主及び対象者と協議の上、本スクイーズアウト手続の目的を達成するために必要な措置を講じる予定です。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に会社法第180条に定める株式併合（当該株式併合により本譲渡制限付株式の付与対象者が有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り、）が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り、）（当該承認の日を、以下「本承認日」といいます。）には、対象者取締役会の決議により、譲渡制限付株式が交付された日を含む月から本承認日を含む月までの月数を12で除した数（1を超える場合は1）に、本承認日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、当該端数は切捨て）の本譲渡制限付株式について、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時にこれに係る譲渡制限を解除することができるとともに、(b)対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日に先立ち譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式併合の対象とし、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、上記割当契約書(b)の規定に従い、対象者において無償取得する予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び本不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本スクイーズアウト手続により対象者株式の非公開化が2027年3月31日までの間に完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対し、本株式併合の効力が発生していることを条件として、2026年12月期に係る対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を、本取引が完了した後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、2026年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

上記の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び本不応募合意株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 9 月 2 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上